

§13. 緊急時対応マニュアル

1. マニュアルの方針

- 1-1 緊急時の対応は、負傷者の救助及び汚染拡散防止が第一に必要とされる。
したがって緊急時の対応を、負傷者の救助及び汚染拡散防止に配慮し、実施主体及び実施方法等を明確に示したマニュアルとする。
- 1-2 緊急時の対応を「自然災害時」、「事故時」及び「その他異常時」に分類し、発生し得る事態を想定して、負傷者の救助及び汚染拡散防止を最優先とすることを目的として、それぞれの対応方法、対応手順、連絡体制を定めるものとする。
- 1-3 本マニュアルは、必要に応じて適宜見直すものとする。

【解説】

本マニュアルは、各マニュアルで想定される緊急時の対応を抜粋し、県、各業者、関係機関、周辺住民等の連絡体制、協力体制等を規定し、緊急時には迅速な対応が行えるよう策定するものである。

なお、緊急時の状況は多様であり、その対応方法も様々であるが、有事に際しては、

- ① 負傷者の救助
- ② 汚染拡散防止（二次被害の防止）

を原則とし、臨機応変に対応することが肝要である。

また、原因究明を早急に行い、改善策を講じるとともに、定期的に安全教育を実施し、再発防止に努めることが重要である。

2. マニュアルの適用範囲

2-1 （適用工程）

本マニュアルの適用範囲は、本格撤去事業の全工程とする。

2-2 （適用対象主体）

本マニュアルは、本格撤去事業に関わる全ての関係者を対象としたものである。

3. 緊急時の対応

3-1 (想定される緊急事態)

本格撤去事業において、想定される緊急事態の例を表13-1 (p13-3) に示す。

なお、表13-1に示す緊急事態は緊急時対応の対象となるものであるが、緊急対応の必要性がないと思われる軽微な事態を除くものとする。

3-2 (自然災害時の対応)

自然災害時の対応は、「荒天時」及び「地震時」に分け、それぞれの事態を想定して定める。

「荒天時」の対応は、対応表-1 (p13-8) によるものとする。

「地震時」の対応は、対応表-2 (p13-9) によるものとする。

3-3 (事故時の対応)

事故時の対応は、「運搬事故」、「作業事故」及び「施設事故」に分け、それぞれの事態を想定して定める。

「運搬事故」の対応は、対応表-3 (p13-10) によるものとする。

「作業事故」の対応は、対応表-4 (p13-11) によるものとする。

「施設事故」の対応は、対応表-5 (p13-12) によるものとする。

3-4 (その他異常時の対応)

異常時の対応は、撤去現場周辺で異常が発見されたときを想定して定める。

異常時の対応は、対応表-6 (p13-13) によるものとする。

3-5 (緊急時の連絡体制)

緊急時の連絡体制は、水質に関する汚染拡散防止対策を伴う場合は連絡体制表A (p13-15)、その他の汚染拡散防止対策を伴う場合は連絡体制表B (p13-16) とし、汚染拡散防止対策の必要がない場合は連絡体制表C (p13-17) によるものとする。

表 13-1 想定される緊急事態例と対応方法

| 分類 | 想定される緊急事態例 | | 対応方法 |
|--------|---|---|-------|
| 自然災害時 | ■ 荒天時 | <ul style="list-style-type: none"> ・掘削面の崩壊 ・キャッピングシートのめくれ | 対応表-1 |
| | ■ 地震時 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の損壊 ・火災 ・燃料の流出 ・掘削面の崩壊 ・巻き込まれ ・転落 | 対応表-2 |
| 事故時 | ■ 運搬事故 | <ul style="list-style-type: none"> ・人身事故 ・車両事故 ・廃棄物の飛散・流出 | 対応表-3 |
| | ■ 作業事故 | <ul style="list-style-type: none"> ・車両同士の接触 ・重機の転倒 ・巻き込まれ ・掘削面の崩壊 ・転落 ・ガス等発生による体調不良 | 対応表-4 |
| | ■ 施設事故 | <ul style="list-style-type: none"> ・浸出水処理施設の事故 ・洗車設備の事故 ・停電 ・電線・電話線の断線 | 対応表-5 |
| その他異常時 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 上記以外の緊急事態が発生した場合 ■ 上記以外で周辺環境への影響が考えられる場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・撤去現場周辺に浸出水等が漏洩 ・運搬中に車両から廃棄物が漏洩 | 対応表-6 |

※緊急事態は緊急時対応の対象となるものであるが、緊急対応の必要性がないと思われる軽微な事態を除くものとする。

4. 各関係機関の係わり

緊急時における県と各関係機関の係わりを表13-2に示す。

表13-2 緊急時における県と各関係機関の係わり

| 区分 | 組 織 | 係 わ り |
|--------|---|---------------------------------|
| 国 | 環境省廃棄物・リサイクル対策部 | 国の環境行政機関として県境不法投棄事案に密接に係わる |
| | 国土交通省青森河川国道事務所 河川管理課 (馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会事務局) | 廃棄物運搬ルート上に管理区域がある (馬淵川水系) |
| | 国土交通省高瀬川河川事務所 河川環境課 (高瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会事務局) | 廃棄物運搬ルート上に管理区域がある (高瀬川水系) |
| | 国土交通省青森河川国道事務所 道路管理第一課 | 廃棄物運搬ルート上に管理区域がある (国道) |
| 関係市町村等 | 田子町 | 行政区域内に不法投棄現場があり、県境不法投棄事案に密接に係わる |
| | 関係市町村(八戸地域県境不法投棄問題対策協議会構成市町村を含む) | 廃棄物運搬ルート上等に行政区域がある |
| | 二戸市 | 行政区域が青森県側の不法投棄現場に隣接している |
| | 関係農協 | 廃棄物運搬ルート上に事業区域がある (農地関係) |
| | 関係土地改良区 | 廃棄物運搬ルート上に事業区域がある (農業用水路) |
| | 関係漁協 | 廃棄物運搬ルート上に事業区域がある (河川等) |
| 関係機関 | 八戸圏域水道企業団 | 廃棄物運搬ルート上に水道管理に影響がある河川がある |
| | 岩手県環境生活部 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室 | 岩手県の環境行政機関として県境不法投棄事案に密接に係わる |
| | 岩手県二戸地方振興局保健福祉環境部 | 所管区域が青森県側の不法投棄現場に隣接している |

5. 周辺住民への対応

5-1 (問い合わせ等の対応)

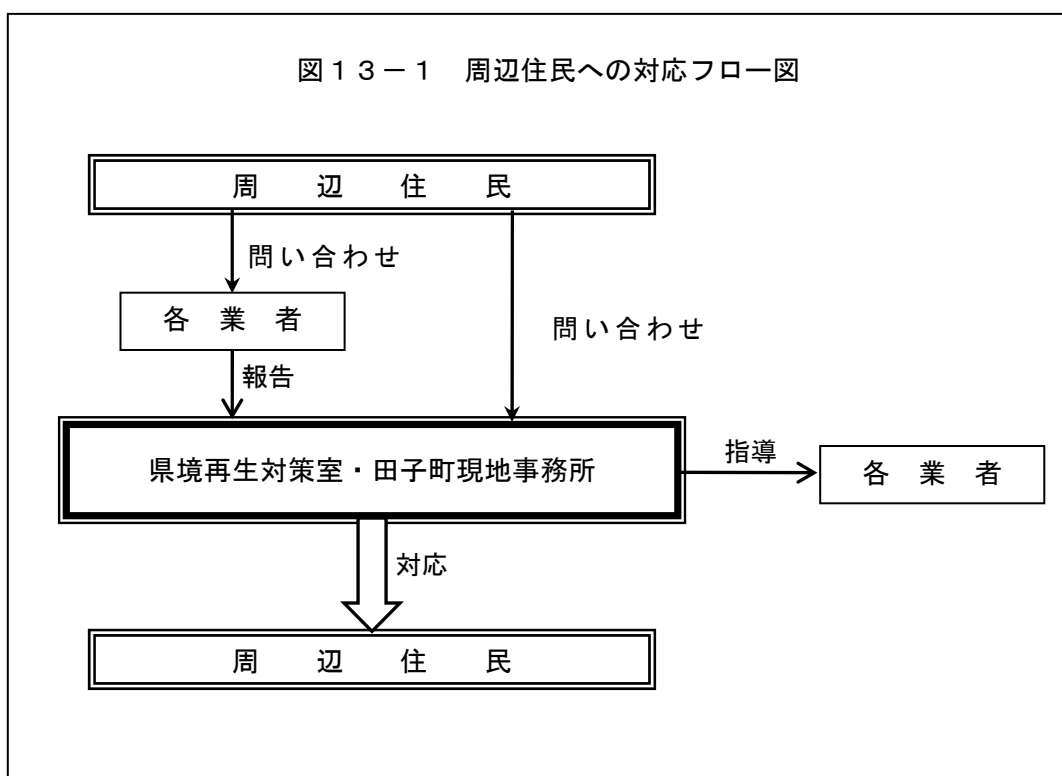
周辺住民より問い合わせがあった場合は、県境再生対策室が窓口となって対応する。

【解説】

周辺住民より各業者へ問い合わせがあった場合は、各業者は直ちに県境再生対策室へ報告する。

県境再生対策室は、受付窓口となり、早急に対応策を検討し、周辺住民へ対応することとするとともに、各業者へ作業状況を改善するように指導する。

対応フローを図13-1に示す。



6. 就業時間外・休日の対応

6-1 (連絡先)

就業時間外及び休日は、県境再生対策室の携帯電話（090-5181-6381）に連絡するものとする。

【解説】

就業時間外及び休日の緊急時には県境再生対策室に連絡する。県境再生対策室は、常に連絡がとれる体制を整えておくこととする。

7. 安全管理

7-1 (安全教育)

本格撤去事業に係わる関係者に対して、緊急時に適正な対応ができるよう、本マニュアルによる安全教育を実施する。

緊急時対応マニュアル

緊急時対応表

| 対応表-1 | 自然災害時-荒天時 の対応表 | | |
|--|--|---|--------|
| 想定される緊急事態例 | 県(県境再生対策室)の対応 | 各業者の対応 | その他の対応 |
| <p>◆掘削面の崩壊 ◆キャッピングシートのめくれ</p> <p>【想定される場所】 ・撤去現場</p> | <p style="text-align: center;">警 戒</p> <p>※大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報、暴風警報等が発令中は、関係課等より各種情報を収集し、警戒態勢を整える。職員の動員体制については、「青森県災害時初動体制マニュアル」に準ずる。</p> <p>① 警戒態勢を整えるとともに、現場内の巡回を各業者に指示する。</p> | <p>② 随時現場内を巡回し、警戒する。</p> <p>③ 災害発生確認後、状況を県境再生対策室へ連絡する。 連絡内容は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生日時 ・発生場所 ・状況(発生事態、負傷者の有無等) ・二次被害のおそれ | |
| | <p style="text-align: center;">対 応</p> <p>④ 関係機関へ災害状況の連絡をする。</p> <p>⑤ 対応策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救助・汚染拡散防止対策を優先項目とする。 ・必要に応じて、専門技術者のアドバイスを受け、対応策を決定する。 <p>⑥ 対応策を各業者に指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、専門業者を撤去現場へ派遣する。 <p>⑧ 必要に応じて関係機関へ対応策実施の連絡をする。</p> <p>【具体的な対応例】</p> <p>(掘削面の崩壊)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削面が崩壊した場合は、押え盛土等により、被害拡大を防止する。 ・雨水の浸入がある場合は、ブルーシート等で崩壊箇所を覆うものとする。 <p>(キャッピングシートのめくれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強風等により、キャッピングシートがめくれた場合は、土嚢等を置いて応急処置を行う。 ・キャッピングシートに破損がある場合は、ブルーシート等で破損箇所を覆い、雨水の浸入を防止する。 <p>⑨ 対応策実施の経過を県境再生対策室へ連絡する。</p> <p>⑩ 対応策の実施結果を県境再生対策室へ連絡する。</p> <p>⑪ 対応策の実施結果の確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業再開又は停止の判断をする。 ・必要に応じて関係機関へ対応策実施結果を報告する。 <p>⑫ 天候回復後、緊急体制を解除する。</p> <p>⑬ 各業者へ緊急体制解除の指示を行う。</p> | <p>⑦ 県境再生対策室より指示された対応策を実施する。</p> <p>⑭ 通常体制へ戻す準備をする。</p> | |
| | <p style="text-align: center;">解 除</p> <p>⑮ 通常の体制へ戻す。</p> | <p>⑯ 通常の体制へ戻す。</p> | |

| 対応表-2 | 自然災害時—地震時 の対応表 | | |
|---|---|--|---|
| 想定される緊急事態例 | 県(県境再生対策室)の対応 | 各業者の対応 | その他の対応 |
| <p>◆施設の損壊</p> <p>◆火災</p> <p>◆燃料の流出</p> <p>◆掘削面の崩壊</p> <p>◆巻き込まれ</p> <p>◆転落</p> <p>【想定される場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撤去現場 ・運搬ルート ・浸出水処理施設 | <p>警戒</p> <p>※震度4以上の地震が発生した場合は、関係課等より各種情報を収集し、警戒態勢を整える。 職員の動員体制については、「青森県災害時初動体制マニュアル」に準ずる。</p> <p>① 警戒態勢を整えるとともに、各業者へ災害状況を確認する。また、現場内の巡回を各業者に指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撤去現場の状況 ・負傷者の有無等 | <p>※地震を感じた場合は、直ちに作業を停止し、状況を確認する。</p> <p>② 現場内を巡回し、警戒する。</p> <p>③ 災害発生確認後、状況を県境再生対策室へ連絡する。 連絡内容は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生日時 ・発生場所 ・状況(発生事態、負傷者の有無等) ・二次被害のおそれ <p>負傷者がいる場合は、警察・消防へ連絡する。 警察・消防が到着するまで応急処置を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・見学者がいる場合は、場外等の安全な場所へ避難させる。 |
| | <p>対応</p> <p>④ 関係機関へ災害状況の連絡をする。</p> <p>⑤ 対応策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救助・汚染拡散防止対策を優先項目とする。 ・必要に応じて、専門技術者のアドバイスを受け、対応策を決定する。 <p>⑥ 対応策を各業者に指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、専門業者を撤去現場へ派遣する。 <p>⑧ 必要に応じて関係機関へ対応策実施の連絡をする。</p> <p>【具体的な対応例】</p> <p>(施設の損壊)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急処置が可能な場合は、その場で簡易な修繕をし、その後、専門業者に修繕を依頼する。 ・損壊が拡大すると予想される場合は、仮囲い等をして周辺への立入りを制限し、専門業者へ修繕を依頼する。 <p>(燃料の流出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料の漏洩箇所を確認し、除去を行う。 ・汚染拡散防止対策を行う。 <p>(掘削面の崩壊)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削面が崩壊した場合は、押え盛土等により、被害拡大を防止する。 ・雨水の浸入がある場合は、ブルーシート等で崩壊箇所を覆うものとする。 <p>(火災、巻き込まれ、転落)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察・消防が到着するまで、応急処置を行う。 <p>⑨ 対応策実施の経過を県境再生対策室へ連絡する。</p> <p>⑩ 対応策の実施結果を県境再生対策室へ連絡する。</p> <p>⑪ 対応策の実施結果の確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業再開又は停止の判断をする。 ・必要に応じて関係機関へ対応策実施結果を報告する。 <p>⑫ 緊急体制を解除する。</p> <p>⑬ 各業者へ緊急体制解除の指示を行う。</p> | <p>⑦ 県境再生対策室より指示された対応策を実施する。</p> <p>⑨ 対応策実施の経過を県境再生対策室へ連絡する。</p> <p>⑩ 対応策の実施結果を県境再生対策室へ連絡する。</p> <p>⑫ 通常体制へ戻す準備をする。</p> | |
| | <p>解除</p> <p>⑬ 通常の体制へ戻す。</p> | <p>⑬ 通常の体制へ戻す。</p> | |

| 対応表-3 | 事故時-運搬事故 の対応表 | | |
|---|---|--|--------|
| 想定される緊急事態例 | 県(県境再生対策室)の対応 | 各業者の対応 | その他の対応 |
| <p>◆人身事故 ◆車両事故 ◆廃棄物の飛散・流出</p> <p>【想定される場所】 ・運搬ルート</p> | <p>④ 関係機関へ事故状況の連絡をする。</p> <p>⑤ 対応策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救助・汚染拡散防止対策を優先項目とする。 ・ 運搬作業以外の作業について、作業の停止判断を行う。 ・ 必要に応じて、専門技術者のアドバイスを受け、対応策を決定する。 <p>⑥ 対応策を運行管理センターに指示する。 他の作業も停止する場合は、各業者へ作業停止の指示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、専門業者を撤去現場へ派遣する。 <p>⑧ 必要に応じて関係機関へ対応策実施の連絡をする。</p> <p>【具体的な対応例】</p> <p>(人身事故、車両事故)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、消防が到着するまで、応急処置を行う。 <p>(廃棄物の飛散・流出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物が飛散・流出した場合は、廃棄物に人が近づかないように隔離する等、速やかに応急処置を行う。 ・ 応急処置ができない場合は、汚染被害の状況を調査して、運行管理センターへ報告する。 ・ 運行管理センターは、県境再生対策室へ汚染被害の状況を報告し、新たな指示を受ける。 <p>⑩ 対応策の実施結果の確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業再開又は停止の判断をする。 ・ 必要に応じて関係機関へ対応策実施結果を報告する。 <p>⑫ 作業再開の場合は、運行管理センター、各業者へ作業再開の指示を行う。</p> | <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">※事故が発生したら、事故車両及び同一グループの車両は直ちに運行を停止する。</p> <p>① 運転者は、警察、消防へ連絡する。 警察・消防が到着するまで、可能な限り必要な応急処置を行う。</p> <p>② 運転者は、運行管理センターへ事故の連絡をする。 連絡内容は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生日時 ・ 発生場所 ・ 状況(発生事態、負傷者の有無等) <p>③ 運行管理センターは、県境再生対策室へ事故の連絡をする。 連絡内容は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生日時 ・ 発生場所 ・ 状況(発生事態、負傷者の有無等) <p>⑦ 県境再生対策室より指示された対応策を実施する。</p> <p>⑨ 運転者は、運行管理センターへ対応策の実施結果を連絡する。</p> <p>⑩ 運行管理センターは、県境再生対策室へ対応策の実施結果を連絡する。</p> <p>⑬ 作業再開の準備をする。</p> <p>⑭ 作業を再開する。</p> | |

| 対応表-4 | 事故時—作業事故 の対応表 | | |
|--|---|---|-------------------------------------|
| 想定される緊急事態例 | 県(県境再生対策室)の対応 | 各業者の対応 | その他の対応 |
| <p>◆車両同士の接触 ◆重機の転倒 ◆巻き込まれ ◆転落 ◆掘削面の崩壊 ◆ガス等発生による体調不良</p> <p>【想定される場所】 ・撤去現場</p> | <p>③ 関係機関へ事故状況の連絡をする。</p> <p>④ 対応策を検討する。 ・ 負傷者の救助・汚染拡散防止対策を優先項目とする。 ・ 事故発生作業以外の作業について、作業の停止判断を行う。 ・ 必要に応じて、専門技術者のアドバイスを受け、対応策を決定する。</p> <p>⑤ 対応策を各業者に指示する。 他の作業も停止する場合は、各業者へ作業停止の指示を行う。 ・ 必要に応じて、専門業者を撤去現場へ派遣する。</p> <p>⑦ 必要に応じて関係機関へ対応策実施の連絡をする。</p> <p>【具体的な対応例】</p> <p>(車両同士の接触) ・ 警察、消防が到着するまで、応急処置を行う。 ・ 廃棄物が飛散・流出した場合は、応急処置を行う。 ・ 応急処置ができない場合は、汚染被害の状況を調査して、県境再生対策室へ報告する。</p> <p>(重機の転倒) ・ 仮囲いをして、周辺への立入りを制限する。 ・ 天候回復後、復旧作業を行う。</p> <p>(巻き込まれ) ・ 救助隊が到着するまで、応急処置を行う。</p> <p>(転落) ・ 警察、消防が到着するまで、応急処置を行う。</p> <p>(掘削面の崩壊) ・ 警察、消防が到着するまで、応急処置を行う。 ・ 掘削面が崩壊した場合は、押え盛土等により、被害拡大を防止する。 ・ 雨水の浸入がある場合は、ブルーシート等で崩壊箇所を覆うものとする。</p> <p>(ガス等発生による体調不良) ・ 現場作業員は安全な場所に避難する。 ・ ガスが収まり、現場に近づいても安全な状態になったら、県境再生対策室より指示された対応策を各業者へ指示し、実施する。</p> <p>⑨ 対応策の実施結果の確認を行う。 ・ 作業再開又は停止の判断をする。 ・ 必要に応じて関係機関へ対応策実施結果を報告する。</p> <p>⑩ 作業再開の場合は、各業者へ作業再開の指示を行う。</p> | <p>※事故が発生したら、直ちに作業を停止し、状況を確認する。</p> <p>① 警察、消防、労働基準監督署へ連絡する。 警察・消防が到着するまで、可能な限り必要な応急処置を行う。</p> <p>② 県境再生対策室へ事故の連絡をする。 連絡内容は以下のとおりとする。 ・ 発生日時 ・ 発生場所 ・ 状況(発生事態、負傷者の有無等)</p> <p>⑥ 県境再生対策室より指示された対応策を実施する。</p> <p>⑧ 対応策の実施結果を県境再生対策室へ連絡する。</p> <p>⑪ 作業再開の準備をする。 ⑫ 作業を再開する。</p> | <p>・ 見学者がいる場合は、場外等の安全な場所へ避難させる。</p> |

| 対応表-5 | 事故時-施設事故 の対応表 | | |
|--|--|---|-------------------------------------|
| 想定される緊急事態例 | 県(県境再生対策室)の対応 | 各業者の対応 | その他の対応 |
| <p>◆浸出水処理施設の事故 ◆洗車設備の事故 ◆停電 ◆電線・電話線の断線</p> <p>【想定される場所】 ・浸出水処理施設 ・撤去現場</p> | <p>③ 関係機関へ事故状況の連絡をする。</p> <p>④ 対応策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救助・汚染拡散防止対策を優先項目とする。 ・ 事故発生施設以外の作業について、作業の停止判断を行う。 ・ 必要に応じて、専門技術者のアドバイスを受け、対応策を決定する。 <p>⑤ 対応策を施設管理者に指示する。 他の作業も停止する場合は、各業者へ作業停止の指示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、専門業者を派遣する。 <p>【具体的な対応例】</p> <p>(浸出水処理施設の事故)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理水の放流を止め、原因箇所のチェックを行う。 ・ 浸出水貯留槽の貯留余裕量と貯留日数を確認し、関連する掘削作業等の制限・中止を判断し、関係者に連絡する。 <p>(洗車設備の事故)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人身事故の場合は、警察、消防が到着するまで、応急処置を行う。 ・ 設備故障の場合は、手洗い洗車体制に切替え、場外への汚染の無い様対処し、復旧予定を関係者に連絡する。 <p>(停電)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電による支障箇所の確認と各対応を検討し、関係者に連絡。必要に応じて一時的な電源の切替を行い、復旧予定を関係者に連絡する。即時対応が出来ない場合は、作業を休止する。 <p>(電線・電話線の断線)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 断線による支障箇所の確認と各対応を検討し、関係者に連絡。一時的な通信手段への切替を行い、復旧予定を関係者に連絡する。即時対応が出来ない場合は、作業を休止する。 <p>⑦ 必要に応じて関係機関へ対応策実施の連絡をする。</p> <p>⑨ 対応策の実施結果の確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転再開又は停止の判断をする。 ・ 必要に応じて関係機関へ対応策実施結果を報告する。 <p>⑩ 運転再開の場合は、各業者へ運転再開の指示を行う。</p> | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※事故が発生したら、直ちに施設運転を停止し、状況を確認する。</p> </div> <p>① 負傷者がいる場合、施設管理者は警察、消防へ連絡する。 警察、消防が到着するまで、応急処置を行う。</p> <p>② 施設管理者は、県境再生対策室へ事故の連絡をする。</p> <p>連絡内容は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生日時 ・ 発生場所 ・ 状況(発生事態、負傷者の有無等) <p>⑥ 県境再生対策室より指示された対応策を実施する。</p> <p>⑧ 対応策の実施結果を県境再生対策室へ連絡する。</p> <p>⑪ 運転再開の準備をする。</p> <p>⑫ 運転を再開する。</p> | <p>・ 見学者がいる場合は、場外等の安全な場所へ避難させる。</p> |

| 対応表-6 | その他異常時の対応表 | | |
|--|---|--|--------|
| 想定される緊急事態例 | 県(県境再生対策室)の対応 | 各業者の対応 | その他の対応 |
| <p>◆撤去現場周辺に浸出水等が漏洩</p> <p>◆運搬中に車両から廃棄物が漏洩</p> <p>【想定される場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撤去現場 ・運搬ルート | <p>(周辺住民から連絡があった場合)</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">異常事態の報告</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">撤去現場</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">県境再生対策室</div> </div> </div> <p>① 異常事態発生との連絡があった場合は、田子現地事務所に連絡をとり、状況を把握する。</p> <p>② 必要に応じ関係機関へ状況連絡をする。</p> <p>③ 原因の調査をする。</p> <p>④ 対応策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染拡散防止対策を優先項目とする。 ・ 各作業について、作業の停止判断を行う。 ・ 専門技術者のアドバイスを受け、対応策を決定 ・ 必要に応じて、専門業者を派遣する。 <p>⑤ 対応策を各業者に指示する。 他の作業も停止する場合は、各業者へ作業停止の指示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、専門業者を派遣する。 <p>⑦ 必要に応じて関係機関へ対応策実施の連絡をする</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【具体的な対応例】</p> <p>(撤去現場周辺に浸出水等が漏洩)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業を停止する。 ・ 近くにいる現場作業員が、負傷者の確認をする。 ・ 専門業者の指示を受け、対応策を実施する。 <p>(運搬中に車両から廃棄物が漏洩)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛散、流出状況を確認する。 ・ 汚染拡散防止対策を実施する。 </div> <p>⑨ 対応策の実施結果の確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業再開又は停止の判断をする。 ・ 必要に応じて関係機関へ対応策実施結果を報告する。 <p>⑩ 作業再開の場合は、各業者へ作業再開の指示を行う。</p> | <p>※ 異常事態の連絡が周辺住民から撤去現場へ直接連絡が入った場合は、現場監督員又は各業者が県境再生対策室へ連絡をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生日時 ・ 発生場所 ・ 状況(発生事態、負傷者の有無等) <p>⑥ 県境再生対策室より指示された対応策を実施する。</p> <p>⑧ 対応策の実施結果を県境再生対策室へ連絡する。</p> <p>⑪ 作業再開の準備をする。</p> <p>⑫ 作業を再開する。</p> | |

緊急時対応マニュアル

緊急時 連絡体制表

連絡体制表-A (水質に関する汚染拡散防止対策を伴う場合)

| 関係者 | 警察・消防等 | 行政機関・その他 |
|------------|---|---|
| 各業者 | 関係する警察署 ※通報が必要な場合 | <div data-bbox="917 376 1410 544" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>凡例</p> <p> 緊急時に連絡する関係機関</p> <p> ※印に該当する場合に連絡する関係機関</p> <p> 連絡を必要としない関係機関</p> </div> |
| | 関係する消防署 ※通報が必要な場合 | |
| | 関係する労働基準監督署 ※報告が必要な場合 | |
| | 関係する病院 ※搬送が必要な場合 | |
| 青森県環境再生対策室 | 防災消防課 ※災害による事故等の場合 | |
| | 環境政策課 | |
| | 保健衛生課 | 関係する地域県民局健康福祉部保健総室 |
| | 道路課 | ※青森県管理の道路での事故等の場合 |
| | | 関係する地域県民局地域整備部 ※青森県管理の道路での事故等の場合 |
| | 河川砂防課 | 関係する地域県民局地域整備部 |
| | 農林水産政策課 | 関係する地域県民局農林水産部 |
| | 食の安全・安心推進課 | |
| | 農村整備課 | |
| | 水産振興課 | |
| | 公営企業課 | ※馬淵川水系に影響がある場合 |
| | | 八戸工業水道管理事務所 ※馬淵川水系に影響がある場合 |
| | 関係する地域県民局 | 関係する環境管理事務所 |
| | 警察本部関係各課 | |
| | 八戸圏域水道企業団 | ※馬淵川水系または奥入瀬川水系に影響がある場合 |
| | 岩手県環境生活部 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室 | ※岩手県側に影響がある場合 |
| | 二戸地方振興局保健福祉環境部 | ※岩手県側に影響がある場合 |
| | 国土交通省青森河川国道事務所 河川管理課 (馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会事務局) | ※馬淵川水系に影響がある場合 |
| | | 八戸出張所 ※馬淵川水系に影響がある場合 |
| | 国土交通省高瀬川河川事務所 河川環境課 (高瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会事務局) | ※高瀬川水系に影響がある場合 |
| | | 小川原湖出張所 ※高瀬川水系に影響がある場合 |
| | 国土交通省青森河川国道事務所 道路管理第一課 | ※国管理の道路での事故等の場合 |
| | | 関係する国道維持出張所、 国道出張所 ※国管理の道路での事故等の場合 |
| | 環境省廃棄物・リサイクル対策部 | |
| | 関係市町村(八戸地域対策協議会市町村を含む) | |
| | 関係農協 | |
| | 関係土地改良区 | |
| | 関係漁協 | |
| 田子町 | ※田子町内に影響がある場合 | |
| 二戸市 | ※二戸市側に影響がある場合 | |

連絡体制表-B (その他の汚染拡散防止対策を伴う場合)

| 関係者 | 警察・消防等 | 行政機関・その他 |
|-----------|-----------------------------|---|
| 各業者 | 関係する警察署 ※通報が必要な場合 | 凡例 ■ 緊急時に連絡する関係機関 ■ ※印に該当する場合に連絡する関係機関 □ 連絡を必要としない関係機関 |
| | 関係する消防署 ※通報が必要な場合 | |
| | 関係する労働基準監督署 ※報告が必要な場合 | |
| | 関係する病院 ※搬送が必要な場合 | |
| 青森県境再生対策室 | | 防災消防課 ※災害による事故等の場合 |
| | | 環境政策課 |
| | | 保健衛生課 |
| | | 関係する地域県民局健康福祉部保健総室 |
| | | 道路課 ※青森県管理の道路での事故等の場合 |
| | | 関係する地域県民局地域整備部 ※青森県管理の道路での事故等の場合 |
| | | 河川砂防課 |
| | | 関係する地域県民局地域整備部 |
| | | 農林水産政策課 ※農地付近で事故等が発生した場合 |
| | | 関係する地域県民局農林水産部 ※農地付近で事故等が発生した場合 |
| | | 食の安全・安心推進課 ※農地付近で事故等が発生した場合 |
| | | 農村整備課 ※農業用水路付近で事故等が発生した場合 |
| | | 水産振興課 |
| | | 公営企業課 |
| | | 八戸工業用水道管理事務所 |
| | | 関係する地域県民局 |
| | | 関係する環境管理事務所 |
| | | 警察本部関係各課 |
| | | 八戸圏域水道企業団 |
| | | 岩手県環境生活部 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室 ※岩手県側に影響がある場合 |
| | | 二戸地方振興局保健福祉環境部 ※岩手県側に影響がある場合 |
| | | 国土交通省青森河川国道事務所 河川管理課 (馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会事務局) |
| | | 八戸出張所 |
| | | 国土交通省高瀬川河川事務所 河川環境課 (高瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会事務局) |
| | | 小川原湖出張所 |
| | | 環境省廃棄物・リサイクル対策部 |
| | 関係市町村(八戸地域対策協成市町村を含む) | |
| | 関係農協 ※農地付近で事故等が発生した場合 | |
| | 関係土地改良区 ※農業用水路付近で事故等が発生した場合 | |
| | 関係漁協 | |
| | 田子町 ※田子町内に影響がある場合 | |
| | 二戸市 ※二戸市側に影響がある場合 | |

連絡体制表-C (汚染拡散防止対策の必要がない場合)

| 関係者 | 警察・消防等 | 行政機関・その他 |
|------------|---------------------------|--|
| 各業者 | 関係する警察署 ※通報が必要な場合 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>凡例</p> <p> 緊急時に連絡する関係機関</p> <p> ※印に該当する場合に連絡する関係機関</p> <p> 連絡を必要としない関係機関</p> </div> |
| | 関係する消防署 ※通報が必要な場合 | |
| | 関係する労働基準監督署 ※報告が必要な場合 | |
| | 関係する病院 ※搬送が必要な場合 | |
| 青森県環境再生対策室 | | 防災消防課 ※災害による事故等の場合 |
| | | 環境政策課 |
| | | 保健衛生課 |
| | | 関係する地域県民局健康福祉部保健総室 |
| | | 道路課 ※青森県管理の道路での事故等の場合 |
| | | 関係する地域県民局地域整備部 ※青森県管理の道路での事故等の場合 |
| | | 河川砂防課 |
| | | 関係する地域県民局地域整備部 |
| | | 農林水産政策課 |
| | | 関係する地域県民局農林水産部 |
| | | 食の安全・安心推進課 |
| | | 農村整備課 |
| | | 水産振興課 |
| | | 公営企業課 |
| | | 八戸工業用水道管理事務所 |
| | | 関係する地域県民局 |
| | | 関係する環境管理事務所 |
| | | 警察本部関係各課 |
| | | 八戸圏域水道企業団 |
| | | 岩手県環境生活部 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室 ※岩手県側に影響がある場合 |
| | | 二戸地方振興局保健福祉環境部 ※岩手県側に影響がある場合 |
| | | 国土交通省青森河川国道事務所 河川管理課 (馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会事務局) |
| | | 八戸出張所 |
| | | 国土交通省高瀬川河川事務所 河川環境課 (高瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会事務局) |
| | | 小川原湖出張所 |
| | | 国土交通省青森河川国道事務所 道路管理第一課 ※国管理の道路での事故等の場合 |
| | | 関係する国道維持出張所、国道出張所 ※国管理の道路での事故等の場合 |
| | 環境省廃棄物・リサイクル対策部 ※重大な事故の場合 | |
| | 関係市町村(八戸地域対策協議会市町村を含む) | |
| | 関係農協 | |
| | 関係土地改良区 | |
| | 関係漁協 | |
| | 田子町 ※田子町内に影響がある場合 | |
| | 二戸市 ※二戸市側に影響がある場合 | |